

## 政令 第三十八号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第四百十条第一項、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項第三号、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「原子力損害賠償支援機構」の下に「、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第五条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第六条 職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

(特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正)

第七条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百九十号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第八条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「 、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第二項第二号中「地方公共団体」の下に「 、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同項第六号中「指定金融機関又は」を「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、指定金融機関又は」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)第十六条第一項第一号に規定する対象事業者に対して同項第二号イに掲げる業務として行う資金の貸付け

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日(平成二十四年二月二十三日)から施行する。

(株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第二条 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十三年政令第四百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち国家公務員退職手当法施行令第九条の二に一号を加える改正規定中「百五十三 株式会社国際協力銀行」を「百五十四 株式会社国際協力銀行」に改める。

第三条のうち自衛隊法施行令別表第十に一号を加える改正規定中「七十五 株式会社国際協力銀行」を「七十六 株式会社国際協力銀行」に改める。

第四条のうち国家公務員共済組合法施行令第四十三条第一項に一号を加える改正規定中「百二十三 株式会社国際協力銀行」を「百二十四 株式会社国際協力銀行」に改める。

第十四条のうち公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令本則に一号を加える改正規定中「百十一 株式会社国際協力銀行」を「百十二 株式会社国際協力銀行」に改める。

第二十四条のうち株式会社日本政策金融公庫法及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第六条の改正規定中「第六条を」を「附則第六条を」に改める。

第二十五条のうち職員の退職管理に関する政令第二条に一号を加える改正規定中「七十五 株式会社国際協力銀行」を「七十六 株式会社国際協力銀行」に改める。